

県育成いちご品種生産振興方針

令和 7 年 3 月 26 日

農 林 部 長 決 裁

(令和 7 年 9 月 12 日 改正)

1 目的

全国各地でいちごのオリジナル品種の開発と産地間競争が活発化する中、県内生産者からの要望に応え、本県は平成 19 年から改めてオリジナル品種の育種を開始した。その結果、県育成いちご品種として、「埼園い 1 号」、「埼園い 3 号」、「彩 6 号」（以下、「県育成品種」という）の 3 品種を育成した。

これらの品種は、様々なコンテストで受賞するなど、高い評価を受けている。その結果、本県は全国唯一の「プレミアムいちご県」（日本野菜ソムリエ協会認定）に認定された。今後もこの評価を維持・向上させるため、品質・食味を高い水準で維持し、安定的に供給できる生産体制を整備する必要がある。

そのため、新たに本方針を定め、品質・食味の維持・向上及び生産体制の整備を図り、県育成品種の一層の生産振興を図ることとする。

なお、本方針は、県育成品種を取り巻く状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

2 県育成品種

(1) 県育成品種

ア 埼園い 1 号（商標「かおりん」。以下「かおりん」という。）

イ 埼園い 3 号（商標「あまりん」。以下「あまりん」という。）

ウ 彩 6 号（商標「べにたま」。以下「べにたま」という。）

(2) 県育成品種の育成経緯等

別表のとおり

3 本県のいちごの現状

(1) 経営体数

本県のいちごの経営体数は、データを確認できる平成 17 年以降、平成 17 年の 1,180 経営体をピークに、以後は減少傾向で、令和 2 年の 345 経営体まで減少した。（出典：農林業センサス）

(2) 栽培面積

本県のいちごの栽培面積は、データを確認できる昭和 38 年以降、昭和 45 年の 1,260ha をピークに、以後は減少傾向で、令和 4 年の 95ha まで減少した。近年、減少の幅は縮小してきている。（出典：野菜生産出荷統計）

(3) 販売状況

本県のいちごの産出額は、データを確認できる平成 15 年以降、平成 24 年の 54 億円をピークに、一度は令和元年の 31 億円まで減少したものの、令和 4 年は 45 億円と持ち直している。(出典：生産農業所得統計)

販売は、かつては農協組織を通じた市場出荷が中心であった。現在は、JA や市場、量販店等関係機関との連携により安定した販売を目指す生産団体がいる一方、大消費地である首都圏に位置する地の利を生かし、観光農園や農産物直売所などでの直売、実需者への直接取引などが増加し、販売形態の多様化が進んでいる。

また、「あまりん」及び「べにたま」の農協組織を通じた市場出荷の実績(令和 5 年産)によると、他の品種と比べて高単価で取引されている。

さらに、日本産いちごの輸出量は令和元年の 962t から令和 5 年の 2,506t と急増しており、本県産いちごの輸出量も令和元年度の 70kg から令和 5 年度の約 16,000kg と増加している。

(4) 栽培品種

農協組織を通じた市場出荷においては、「とちおとめ」や「やよいひめ」が主力であるが、近年、「とちおとめ」は大きく減少している。

観光直売においては、「紅ほっぺ」「章姫」「かおり野」など多様な品種が栽培されている。

県育成品種については、平成 30 年産から「あまりん」、「かおりん」、令和 4 年産から「べにたま」の作付けを開始し、以後、徐々に面積が増えている。

令和 7 年産の栽培面積は、「あまりん」24.9ha、「かおりん」0.8ha、「べにたま」4.7ha、合計 30.4ha で、いちご全体の栽培面積の約 3 割を占めている。

(5) 栽培形態

県内のいちごの栽培は、かつてはパイプハウスでの土耕栽培が中心であったが、近年高設栽培の導入も進んでいる。

また、ICT の活用によるハウス内管理の自動化など、新しい技術の普及が進んでいる。

4 目指す方向

県育成品種は、品質・食味を維持・向上させ、安定的に生産できる体制を整備し、消費者・実需者からの高い評価を維持していく。

他県品種から県育成品種への切り替えを進め、令和 12 年産までに 44.4ha を目指す。(令和 5 年産本県のいちごの面積(95ha)の約 5 割に当たる。)

5 県育成品種の生産・販売の課題

(1) 品質・食味の維持・向上

県育成品種については、「食味の良さ」を最重視して育種を行った。消費者や実需者からも「食味の良さ」が評価されているが、各生産者による技術格差や収穫時期等により品質・食味の差があることが指摘されている。特に近年は、SNSでの情報発信が容易になっており、期待した水準に達していない場合、購入者がSNSで不満を広めるリスクもある。

また、全国各地で新たな人気品種が開発される可能性もあるため、引き続き高い評価を維持するためには、どの経営体においても一定水準を超えた品質・食味を維持・向上できるよう、技術支援が必要である。

(2) 生産体制の整備

ア 基本技術徹底

品種特性に応じた基本技術の周知・徹底が十分にされておらず、生産者間の技術のばらつきがある。

イ 収穫調製作業の負担

いちごの収穫調製作業は手作業が多く、収穫時期の労働時間の大部分を占めている。出荷規格の簡素化や収穫調製作業の機械化による労働負担の軽減を図ることが必要である。

ウ 苗の安定供給体制

県育成品種は、実需者から高い評価を得ているが、需要に対し供給が不足している状況にある。

実とり苗の生産は、県種苗センターから供給された親株を基に生産者自身が行っているが、農業経営の多角化や多様化に取り組む生産者や、高齢の生産者、新規就農者等においては、苗を供給する体制を整備することが必要である。

また、必要な数を確保するために、病虫害の発生を防ぐ適切な育苗環境の整備が必要である。

エ 担い手の確保・育成

高齢化によるいちごの生産を断念する経営体もあるが、一方で、新規参入を志向する農業者や企業等がある。いちごの生産を開始するには、高度な栽培技術の習得が必要であることや、また、施設等の初期投資の負担が大きいことが新規参入の障壁となっているため、それらの支援が必要である。

(3) 知的財産の保護

県育成品種は県と職務育成品種の利用権設定契約を締結した者のみ生産ができるが、他県品種では海外への流出事例が発生しており、県内外や海外への流出を防止する対策が必要である。

(4) 販売対策

令和6年11月に実施した県政サポーターアンケートにおける県育成品種の認知度は、「あまりん」が56.8%であるのに対し、「かおりん」は24.5%、「べにたま」は14.5%と低く、販売促進を図るためには、更に認知度を向上させる必要がある。

令和6年2月に初めて開催した「埼玉いちご祭」には2日間で約3万8千人の来場があったが、その86.4%は県内在住であるなど、県外から人を呼び込む状況までは至っておらず、県外への訴求が必要である。

「べにたま」については、令和6年産まで生産地域と販路を限定していたが、令和7年産から解除するため、それを踏まえた販売対策が必要である。

6 課題への対応

(1) 品質・食味の維持・向上

県育成品種が、消費者や市場等から高い評価を得られるよう、品質・食味の維持・向上に必要な、目安となる糖度など必要な基準を検討する。

県育成品種の生産者が高品質・良食味生産に努めるよう、関係機関や団体と連携し、生産者の意識醸成を図る。

高温期の品質と食味のばらつきを防ぐため、ハウス内温度が上がりすぎないように遮熱資材や換気システム等の導入など、適切な管理を推進する。

適切な温度管理を省力的に行うため、ICTを活用した統合環境制御装置等の導入を推進する。

(2) 生産体制の整備

ア 基本技術の指導

農林振興センターは、品種の特性を生かした品質・食味の維持・向上を図るため、農業技術研究センターで策定した栽培指針（マニュアル）に基づき、生産者に対して技術指導を行う。

イ 収穫調製作業の省力化

生産効率の向上と経営の安定化を図るため、労働負担の軽減につながる、収穫調製作業の機械化を推進する。

ウ 苗の安定供給

①親株の生産・供給

県育成品種の親株は、県種苗センターから供給を行う。供給先は、県と職務育成品種の利用権設定契約を締結した者とする。親株の更新は 3 年に 1 回の頻度を推奨する。

親株の基となる苗は、5 年に 1 度を目安に、農業技術研究センターから県種苗センターに提供する。

②実とり苗の生産・供給

県育成品種の実とり苗の生産は、種苗センターから供給された親株を基に生産者が行う。育苗は、病気が発生しにくい施設（雨よけ、泥はね防止、かん水時の水撥ね防止など）を整備して生産することを推奨し、県は病気が発生しにくい育苗施設の導入を進める。

県育成品種の実とり苗の販売供給は、「県育成品種の実とり苗販売事業者（種苗業者）契約基準および事務手続き手順（令和 6 年 5 月 24 日農林部長決裁）」に基づき、県と職務育成品種の利用権設定契約を行った苗生産販売事業者から行う。供給先は、県と職務育成品種の利用権設定契約を締結した者とする。

③セル苗の活用

新たな苗生産の手法として、メリクロン苗（新技術を活用した茎頂培養）の技術を使ったセル苗の活用実証を行い、育苗作業の省力化や分散化を図る。

エ 担い手の確保・育成

いちご経営で新規就農する生産者や新規参入企業等に対し、研修会の開催や巡回による栽培技術指導を行う。

初期の施設整備等については、国庫事業や県事業などの活用支援を行う。

（３）知的財産の保護

生産振興課は、国内においては種苗法（出願公表を含む。）や商標権を適切に運用・管理し、海外への流出対策としては、中国、韓国における品種登録の手続きを進める。これらにより、県育成品種の価値を守る。

（４）販売対策

埼玉農産物ポータルサイト「SAITAMA わっしょい！」の活用や県公式 Instagram「埼玉わっしょい」、「埼玉わっしょい大使」など SNS の活用によ

り、品種の特徴、生産者の声、観光農園やイベントの情報など、県育成品種に関する情報発信を行う。また、生産者のコンテスト入賞など大きな話題があった場合は、集中的な情報発信を行い、認知度向上を図る。

関係団体や生産者と連携し、県内外において、イベント開催や世間の評価の高い店舗における取扱いを進めるなど話題づくりも行うことで、県育成品種の認知度向上や高級感の醸成などを行う。

令和6年度に構築した「埼玉県産いちごプラットフォーム」などを活用し、令和7年産から産地や販路の制限が解除される「べにたま」を含め、県育成品種の更なる販路拡大・開拓のための支援を行う。

輸出の拡大に向け、生産者にいちごの輸出に関する情報提供を行うとともに、いちごの輸出を行う商社に対し、販路開拓の支援を行う。

【別表】県育成いちご品種の育成経緯や特徴

品種名等	あまりん(品種名: 埼園い3号)	かおりん(品種名: 埼園い1号)	べにたま(品種名: 彩6号)
育成の経緯	平成10年代から観光農園が増加したことで生産者から県のオリジナル品種が欲しいとの要望があったことから、観光・直売向け品種育成を目的に、平成19年から育種を開始し、育成。	平成10年代から観光農園が増加したことで生産者から県のオリジナル品種が欲しいとの要望があったことから、観光・直売向け品種育成を目的に、平成19年から育種を開始し、育成。	良食味で早生性・収量性に優れた市場出荷向けの品種育成を目的に、平成24年から育種を開始し、育成。
品種親	種子親 「やよいひめ」 (群馬県育成品種) × 花粉親 「ふくはる香」 (福島県育成品種)	種子親 「ふくあや香」 (福島県育成品種) × 花粉親 「ゆめのか」 (愛知県育成品種)	種子親 「かおりん」 (埼玉県育成品種) × 花粉親 「かおり野」 (三重県育成品種)
品種登録情報	【出願番号】 第31121号 【出願日】 H28.5.2 【出願公表】 H28.8.31 【登録番号】 第27266号 【品種登録日】 H31.2.14	【出願番号】 第31120号 【出願日】 H28.5.2 【出願公表】 H28.8.31 【登録番号】 第27265号 【品種登録日】 H31.2.14	【出願番号】 第35413号 【出願日】 R3.4.26 【出願公表】 R3.9.16 ※品種登録出願中
品種の特徴	食べた瞬間に際立つ強い甘み、ほのかな酸味。 果実の色つやが美しく、鮮やかな赤色。	豊かな香り。 張りのある食感と、強い甘みに酸味のアクセントが加わった濃厚な味わい。	糖度が高く、爽やかな酸味。 果実はルビーのように赤く、果肉は真っ白であるため、断面はコントラストがきれい。